

令和2年度関与団体に係る点検結果

令和3年3月9日
総務部法人局法人団体課

◆概要

1 目的

関与団体の適正で健全な運営や自立化を着実に推進するため、関与団体の適正化方針に基づき、毎年度団体の運営状況等に関する点検を行う。(関与団体の適正化方針第5の1)

2 内容

(1) 対象

令和2年6月1日現在で関与団体の要件に該当する団体(別紙関与団体一覧のとおり)

<関与団体の要件>

次のいずれかに該当する団体(関与団体の適正化方針第2の1)

- ① 道が資本金等(基本財産又はこれに類するもの(道が出えんする基金や積立金等を含む。))又は資本金をいう。)に出資又は出えんしている団体
- ② 道の補助金等(補助金、負担金(指定管理業務に係る負担金を除く。)、交付金及び委託料(競争性のない随意契約による委託契約に係るものに限る。))をいう。)の総額が団体の当期支出の2分の1以上の団体
- ③ 道職員を派遣している団体

(2) 点検内容

- ア 適正運営に関する事項(株式会社を除く)
- イ 健全経営に関する事項
- ウ 自立化に関する事項

(3) 点検方法

点検調査に基づき各部署所管課が団体の決算書確認やヒアリング等を手法として行う。

◆点検結果

1 関与団体の現況

(1) 関与団体数

| 区分 | R2.6.1現在 | R1.6.1現在 | 増減 |
|-------|----------|----------|-------------|
| 関与団体数 | 78団体 | 88団体 | △10(+1、△11) |

※増減の内訳

| 事由 | 団体名 | 理由 |
|----|---|---|
| 増加 | (公社)北方領土復帰期成同盟 | 派遣開始 |
| 減少 | 稚内空港ビル(株)、帯広空港ターミナルビル(株)、函館空港ビルディング(株)、女満別空港ビル(株)、釧路空港ビル(株)、旭川空港ビル(株)、札幌エアカーゴターミナル(株) | 資本金への出資解消 (道内7空港一括民間委託に伴う運営会社への株式譲渡) |
| | 職業訓練法人 苫小牧地方職業能力開発協会 | 道からの補助金等の総額が団体の当期支出の2分の1を下回ったため |
| | (NPO)住んでみたい北海道推進会議 | 派遣終了 |
| | (公社)北海道馬鈴しょ生産安定基金協会、 (公社)北海道豆類価格安定基金協会、 (公社)北海道青果物価格安定基金協会 | 合併により(公社)北海道農産基金協会 発足 △2(3→1) |

(2) 道からの出資・出えん金

| 区分 | R2.6.1現在 | R1.6.1現在 | 増減の内訳 |
|---------|------------------------|------------------------|-------------------------------|
| 出資・出えん金 | (65団体) 56,315,250千円 | (74団体) 57,895,635千円 | 増: 14,712千円 減: 1,595,097千円 |

(3) 派遣職員数

| 区分 | R2.6.1現在 | R1.6.1現在 | 増減 | 増減の内訳 | | |
|---------------|---------------|---------------|-----|-------|----------|------------------------|
| | | | | 事由 | 団体名(人数) | |
| 派遣職員 (団体)数 | 39人 (13団体) | 42人 (14団体) | △3人 | 増加 | 人材確保までの間 | (公社)北方領土期成同盟(+1) |
| | | | | | 組織強化のため | (社福)北海道社会福祉協議会(+1) |
| | | | | 減少 | 派遣終了 | (公財)新千歳空港周辺環境整備財団(△1) |
| | | | | | | (NPO)住んでみたい北海道推進会議(△1) |
| | | | | | | (公財)北海道対がん協会(△1) |
| | | | | | | (公社)北海道観光振興機構(△2) |

増:(公社)北方領土期成同盟 減:北海道対がん協会、(NPO)住んでみたい北海道推進会議

2 適正運営に関する事項（株式会社を除く）

| 点 検 項 目 | 対象団体数 | 回答項目 | 回答数 |
|---|-------|------|-------|
| ① 最高決定機関や理事会は適正に運営されているか。 | 53 団体 | はい | 53 団体 |
| | | いいえ | 0 団体 |
| | | その他 | 0 団体 |
| ② 団体に必要な諸規程を整備し、これに基づき適正に業務を行っているか。 | 53 団体 | はい | 53 団体 |
| | | いいえ | 0 団体 |
| | | その他 | 0 団体 |
| ③ 監査体制が整備され、適切に監査などが実施されているか。 | 53 団体 | はい | 53 団体 |
| | | いいえ | 0 団体 |
| | | その他 | 0 団体 |
| ④ 出納事務等に係るチェック体制が整備されているか。 | 53 団体 | はい | 53 団体 |
| | | いいえ | 0 団体 |
| | | その他 | 0 団体 |
| ⑤ 支部を含めた内部統制機能の充実が図られているか。 | 8 団体 | はい | 8 団体 |
| | | いいえ | 0 団体 |
| | | その他 | 0 団体 |
| ⑥ 財務諸表は真実な内容を明瞭に記載しているか。 | 24 団体 | はい | 24 団体 |
| | | いいえ | 0 団体 |
| | | その他 | 0 団体 |
| ⑦ 資産評価を適正に行っているか。 | 24 団体 | はい | 24 団体 |
| | | いいえ | 0 団体 |
| | | その他 | 0 団体 |
| ⑧ 情報公開の内容が充実しているか。 | 53 団体 | はい | 53 団体 |
| | | いいえ | 0 団体 |
| | | その他 | 0 団体 |
| ⑨ 財産（運用を目的とした債券及び預貯金）に関する安全な運用を徹底しているか。 | 35 団体 | はい | 35 団体 |
| | | いいえ | 0 団体 |
| | | その他 | 0 団体 |
| ⑩ 政治活動に関する寄附等は適切に取り扱われているか。 | 53 団体 | はい | 53 団体 |
| | | いいえ | 0 団体 |
| | | その他 | 0 団体 |
| <p>【特記事項】 関与団体数全 78 団体のうち各設問における対象団体数は以下のとおり 設問①、②、③、④、⑧、⑩ は、株式会社(25社)を除く 53 団体を対象としている。 設問⑤ は、支部を有する 8 団体を対象としている。 設問⑥、⑦ は、道の連結決算となっている 24 団体（除株式会社）を対象としている。 設問⑨は、道から出えん等を受けている公益法人及び一般法人（除株式会社） 35 団体を対象としている。</p> | | | |

※仕組債の保有状況

| 区 分 | R 1 年度末現在 | H 3 0 年度末現在 | 増 減 |
|--------|--------------|--------------|-------------|
| 保有団体数 | 7 団体 | 7 団体 | 0 団体 |
| 保有銘柄数 | 14 銘柄 | 15 銘柄 | △ 1 銘柄 |
| 簿価額合計 | 1,304,151 千円 | 1,376,346 千円 | △72,195 千円 |
| 時価額合計 | 1,437,102 千円 | 1,563,901 千円 | △126,799 千円 |
| 評価損益合計 | 132,951 千円 | 187,555 千円 | △54,604 千円 |

3 健全経営に関する事項

| 点 検 項 目 | 対象団体数 | 回答項目 | 回答数 |
|-----------------------|-------|---------|-------|
| ① 正味財産増減の状況はどうなっているか。 | 78 団体 | 増加している | 19 団体 |
| | | 横ばい | 21 団体 |
| | | 減少傾向 | 14 団体 |
| | | 赤字 | 23 団体 |
| | | その他 | 1 団体 |
| ② 自己資本比率は改善しているか。 | 78 団体 | 改善している | 17 団体 |
| | | 横ばい | 55 団体 |
| | | 改善していない | 5 団体 |
| | | その他 | 1 団体 |
| ③ 借入金に依存していないか。 | 78 団体 | 依存していない | 67 団体 |
| | | 依存している | 11 団体 |
| | | その他 | 0 団体 |
| ④ 流動比率は改善しているか。 | 78 団体 | 改善している | 23 団体 |
| | | 横ばい | 45 団体 |
| | | 改善していない | 8 団体 |
| | | その他 | 2 団体 |
| ⑤ 固定費は抑制されているか。 | 78 団体 | 抑制されている | 75 団体 |
| | | 増加している | 3 団体 |
| | | その他 | 0 団体 |
| ⑥ 人件費は抑制されているか。 | 78 団体 | 抑制されている | 71 団体 |
| | | 増加している | 6 団体 |
| | | その他 | 1 団体 |
| ⑦ 役員人件費は抑制されているか。 | 78 団体 | 抑制されている | 68 団体 |
| | | 増加している | 9 団体 |
| | | その他 | 1 団体 |
| ⑧ 計画的な経営が行われているか。 | 78 団体 | はい | 77 団体 |
| | | いいえ | 0 団体 |
| | | その他 | 1 団体 |

【特記事項】

○ ①～⑦の項目において、回答項目「その他」とする主な内容は以下のとおり

- ・公益法人と会計基準が異なり貸借対照表の作成を要しないため確認できなかったもの
- ・一部を非公開としていることによるもの

【団体の健全経営に関し、改善が必要として指導等を行った事項】

○ (公社) 北海道ろうあ連盟 (保健福祉部所管)

- ・事業拡大や後進育成など中長期的を意識した団体運営を行っているが、明文化された計画等はないため、中長期的な経営計画等の策定を検討すること

○ 北海道住宅供給公社 (建設部所管)

長期事業計画の着実な実行を図るため、引き続き次の取組などを進め収入を確保するとともに、経費の縮減に努めること

- ・宅地分譲：販売促進に向けた取組のほか、賃貸等による資産活用の検討
- ・賃貸住宅：高入居率を維持するための入居促進の取組
- ・債権管理：債権の適正な管理と収納率向上に向けた取組

4 自立化に関する事項

| 点 検 項 目 | 対象団体数 | 回 答 項 目 | 回答数 |
|--|-------|--|--------------------|
| ① 団体の目的や実施事業に対する社会的要請に変化はないか。また、道の施策推進における役割は明確か。 | 78 団体 | 設立時から変化がなく、役割も明確である | 73 団体 |
| | | 設立時から多少の変化があるが、役割は概ね明確である | 4 団体 |
| | | 設立時から劇的な変化があり、役割も不明確である | 1 団体 ^{注1} |
| ② 道からの補助金等（補助金、交付金及び負担金）についてさらなる縮減又は廃止をすることができないか。 | 36 団体 | 廃止が可能 | 0 団体 |
| | | 縮減が可能 | 1 団体 |
| | | 廃止又は縮減が困難 | 35 団体 |
| ③ 道から団体に対する競争性のない契約方法による委託について競争性のある契約方法に変更することができないか。 | 18 団体 | すべての委託について競争性のある契約方法に変更が可能 | 0 団体 |
| | | 一部の委託について競争性のある契約方法に変更が可能 | 2 団体 |
| | | 競争性のある契約方法への変更は困難 | 16 団体 |
| ④ 道からの職員の派遣状況はどうか。また、派遣職員は最小限となっているか。 | 13 団体 | すでに最小限となっている | 13 団体 |
| | | 早期の引き揚げが可能 | 0 団体 |
| ⑤ 今後も道からの出資・出えん等を継続する意義や必要性はあるか。 | 65 団体 | 道からの出資・出えん等の継続が必要 | 64 団体 |
| | | 道からの出資・出えん等の意義は減少したが、一定程度の出資・出えん等の継続は必要 | 0 団体 |
| | | 道からの出資・出えん等の必要性は薄れている | 1 団体 ^{注1} |
| ⑥ 道からの出えん等については、その目的に沿って活用されているか。 | 40 団体 | 出えん等の目的に沿って活用している | 40 団体 |
| | | 一部については出えん等の目的に沿わない活用も見られるが概ね出えん等の目的に沿って活用している | 0 団体 |
| | | 出えん等の目的に沿わない活用をしている | 0 団体 |
| ⑦ 道からの出資、出えん等の必要性が薄れている団体について、その出資・出えん等を売却又は返戻をすることができないか。 | 1 団体 | 売却又は返戻が可能 | 0 団体 |
| | | 一部について売却又は返戻が可能 | 0 団体 |
| | | 売却又は返戻は困難 | 1 団体 ^{注1} |
| ⑧ 道の施策推進などのために団体との意見交換や情報共有等を行っているか。 | 78 団体 | 定期的又は即時に意見交換等を行っている | 57 団体 |
| | | 必要な場合は意見交換等を行っている | 21 団体 |
| | | 意見交換等は特に行っていない | 0 団体 |
| ⑨ 道からの補助金等、競争性のない委託料、派遣職員数、出資・出えん等が増加した場合又は増加する予定があるか。 | 4 団体 | 補助金等が増加した又は増加する予定がある | 1 団体 ^{注2} |
| | | 競争性のない委託料が増加した又は増加する予定がある | 3 団体 ^{注3} |
| | | 派遣職員数が増加した又は増加する予定がある | 0 団体 |
| | | 出えん等が増加した又は増加する予定がある | 0 団体 |

【特記事項】・・・回答数に注番号が付してある箇所は、団体名を以下に特記する。

注1：（株）釧路河畔開発公社（建設部所管）

注2：（公社）北海道ろうあ連盟（保健福祉部所管）

注3：（公社）北海道国際交流・協力総合センター（総合政策部所管）

（一社）北海道軽種馬振興公社（農政部所管）

北海道土地開発公社（建設部所管）

※昨年度指導事項に対する改善状況

【点検調査における指導事項】

| 団体名 | 指導事項 | 改善状況 |
|--------------------|---|------------------------------|
| 北海道住宅供給公社 (建設部) | 宅地分譲においては、多様な販売方法による処分の促進や賃貸などによる資産の活用を進めること。 | 公社の取組により長期事業計画の着実な実行が図られている。 |
| | 賃貸住宅においては、良好な住環境を維持保全し、入居率の確保、改善に努めること。 | |
| | 債権管理においては、未収金の長期化防止等を継続し、回収に努めること。 | |

【現地調査における指導事項】

| 団体名 | 指導事項 | 改善状況 |
|----------------------------------|---|---|
| (公財)新千歳空港周辺 環境整備財団 【総合政策部】 | 業務執行理事等の理事会に対する職務執行報告について法令を遵守すること。 | 令和元年度より、法令及び定款に基づいた職務執行報告を徹底している。 |
| (公財)北海道障がい者 スポーツ協会 【環境生活部】 | 国または道からの補助金に係る団体が行う契約については、競争性、透明性を確保できるように契約方法の改善を図ること。 | 契約事務処理要領(R2.10.1 施行)を制定し、契約方法の基準を明確化した。 |
| (公財)北海道健康づくり財団 【保健福祉部】 | 交際費の執行について、あらかじめ執行対象や限度額等を定めること。 交際費に該当する支出があった場合には、必要な支出か否かを事前事後にチェックするシステムを構築すること。 | 執行対象や限度額を規定として定めてはいないが、支出の際は事前に財団内で決裁を取り、執行対象や限度額について確認及び審査を行う体制を取ることとした。また、事後に支払いの確認をできるよう相手方から領収書をもらうことを徹底した。 |
| (一社)北海道軽種馬 振興公社 【農政部】 | 財務に関する資料については公開されているが、業務に関する資料については公開されていないため公開を検討すること。 | 事業報告についても令和2年9月よりホームページで公開済みである。 |